

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

平成二十二年十二月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十二年十月二十七日奈良県指令高土第二二一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十二年十二月七日高土第七五三号

三 開発区域に含まれる地域

大和高田市東中一丁目一九二番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和高田市東中一丁目四番一四号

西井幸子